

令和6年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="281 604 1181 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 905 1514">令和6年8月</p> <p data-bbox="549 1627 905 1696">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1537 604 2436 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2160 1514">令和5年8月</p> <p data-bbox="1804 1627 2160 1696">富山県土木部</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>28 書面とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>第1131条 個人情報取扱特記事項</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 安全確保の措置</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。</p> <p>8 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>28 書面とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>第1131条 個人情報取扱特記事項</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、</u>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 安全確保の措置</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>8 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、<u>個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第2編 河川編</p> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2120条 成果品</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 河川調査・計画</p> <p>第2221条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第2323条 成果品</p> <p>受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3編 海岸編</p> <p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第3136条 成果品</p> <p>受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第4編 砂防編</p> <p>第1章 砂防環境調査</p> <p>第4111条 成果品</p> <p>受注者は、成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 砂防調査・計画</p> <p>第4212条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p>第2編 河川編</p> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2120条 成果品</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 河川調査・計画</p> <p>第2221条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第2323条 成果品</p> <p>受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3編 海岸編</p> <p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第3136条 成果品</p> <p>受注者は、表3.1.1、表3.1.2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第4編 砂防編</p> <p>第1章 砂防環境調査</p> <p>第4111条 成果品</p> <p>受注者は、成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 砂防調査・計画</p> <p>第4212条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、<u>概略施工計画</u>（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の<u>概略施工計画</u>）及び<u>概略</u>資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な<u>概略設計</u>（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の<u>概略設計</u>を行うものとする。</p> <p>第4312条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、<u>概略施工計画</u>（掘削計画、現場内道路<u>および</u>、コンクリート打設計画）の<u>概略施工計画</u>を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、工事施工に必要な<u>概略設計</u>（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の<u>概略設計</u>を行うものとする。</p> <p>第4319条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4410条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p>第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の<u>概略施工</u>計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の<u>概略設計</u>を行うものとする。</p> <p>第4312条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1) 施工計画</p> <p>受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路<u>および</u>コンクリート打設計画の<u>概略施工計画</u>を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p> <p>2) 仮設構造物設計</p> <p>受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の<u>概略設計</u>を行うものとする。</p> <p>第4319条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4410条 成果品</p> <p>受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4510条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第4609条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第5編 ダム編</p> <p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第5120条 成果品 受注者は、表5.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 ダム治水水利計画</p> <p>第5208条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)</p> <p>第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5314条 物理探査</p> <p>第5316条 ルジオンテストおよび考察</p>	<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4510条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第4609条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第5編 ダム編</p> <p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第5120条 成果品 受注者は、表5.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 ダム治水水利計画</p> <p>第5208条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)</p> <p>第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5311条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>第5312条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>第5314条 物理探査</p> <p>第5316条 ルジオンテストおよび考察</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第5318条 横坑観察</p> <p>第5320条 岩盤直接せん断試験</p> <p>第5321条 岩盤変形試験</p> <p>第5322条 孔内観察</p> <p>第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)</p> <p>第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500)</p> <p>第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)</p> <p>第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)</p> <p>第5331条 ダムサイト地質考察</p> <p>第5332条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>第5333条 貯水池周辺地質考察</p> <p>第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500)</p> <p>第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500)</p> <p>第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)</p> <p>第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)</p> <p>第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ</p> <p>第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1)</p>	<p>第5318条 横坑観察</p> <p>第5320条 岩盤直接せん断試験</p> <p>第5321条 岩盤変形試験</p> <p>第5322条 孔内観察</p> <p>第5324条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)</p> <p>第5327条 ダムサイト地質解析 (1/500)</p> <p>第5328条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)</p> <p>第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)</p> <p>第5331条 ダムサイト地質考察</p> <p>第5332条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>第5333条 貯水池周辺地質考察</p> <p>第5334条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500)</p> <p>第5335条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500)</p> <p>第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)</p> <p>第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)</p> <p>第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ</p> <p>第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1)</p>	
<p>3. 成果品</p> <p>受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者に納品するものとする。</u></p>	<p>3. 成果品</p> <p>受注者は下記の成果品を第1117条成果品の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p>	
<p>第5342条 成果品</p> <p>受注者は、表5.3.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p>第5342条 成果品</p> <p>受注者は、表5.3.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	
<p>第4章 ダム本体設計</p>	<p>第4章 ダム本体設計</p>	
<p>第5410条 成果品</p> <p>受注者は、表5.4.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p>第5410条 成果品</p> <p>受注者は、表5.4.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い<u>2部</u>納品するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第5章 ダム付帯施設設計</p> <p>第5508条 成果品</p> <p>受注者は、表5.5.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第6章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5608条 成果品</p> <p>受注者は、表5.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>を納品するものとする。</p> <p>第8章 その他</p> <p>第5812条 成果品</p> <p>受注者は、表5.7.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>を納品するものとする。</p> <p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第6110条 成果品</p> <p>受注者は、表6.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第6215条 成果品</p> <p>受注者は、表6.2.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3章 道路網・路線計画</p> <p>第6305条 成果品</p> <p>受注者は、表6.3.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第4章 道路設計</p> <p>第6433条 成果品</p> <p>受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	<p>第5章 ダム付帯施設設計</p> <p>第5508条 成果品</p> <p>受注者は、表5.5.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第6章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5608条 成果品</p> <p>受注者は、表5.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>を納品するものとする。</p> <p>第8章 その他</p> <p>第5812条 成果品</p> <p>受注者は、表5.7.1に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、<u>2部</u>を納品するものとする。</p> <p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第6110条 成果品</p> <p>受注者は、表6.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第6215条 成果品</p> <p>受注者は、表6.2.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第3章 道路網・路線計画</p> <p>第6305条 成果品</p> <p>受注者は、表6.3.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第4章 道路設計</p> <p>第6433条 成果品</p> <p>受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第6517条 成果品</p> <p>受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第6611条 成果品</p> <p>受注者は、表6.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第7章 トンネル設計</p> <p>第6716条 成果品</p> <p>受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第8章 橋梁設計</p> <p>第6811条 成果品</p> <p>受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第9章 道路施設点検</p> <p>第6904条 成果品</p> <p>受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>提出するものとする。</p>	<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第6517条 成果品</p> <p>受注者は、表6.5.1～表6.5.12に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第6611条 成果品</p> <p>受注者は、表6.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第7章 トンネル設計</p> <p>第6716条 成果品</p> <p>受注者は、表6.7.1～表6.7.10に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第8章 橋梁設計</p> <p>第6811条 成果品</p> <p>受注者は、表6.8.1～表6.8.3に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>納品するものとする。</p> <p>第9章 道路施設点検</p> <p>第6904条 成果品</p> <p>受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<u>2部</u>提出するものとする。</p>	